

9 でん粉に係る経営所得安定対策

(1) 制度の概要

- でん粉については、価格調整制度の下、コーンスター用輸入とうもろこしを原料として製造されるコーンスター等と国内産いもでん粉との内外コスト格差を是正するため、
 - ① コーンスター用輸入とうもろこし等から調整金を徴収するとともに、
 - ② これを主な財源として、生産者及び製造事業者に対し、生産・製造経費と製品の販売価格との差額相当分の交付金を交付する政策支援を実施している。
- 原料作物の取引価格(販売価格のうち、生産者の取り分)は、生産者と製造事業者との事前の取り決めに基づき、当事者間で決めた比率によって、製品の販売価格を分配する方式(収入分配方式)により形成。

